令和８年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市御幸本町4653番地４　モナリエ御幸本町102号室
債務者　早坂　真也
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６１号
千葉県印西市小林北四丁目１番地95
債務者　鈴木　りえ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７８号
千葉県佐倉市上志津原189番地５
債務者　加瀬多美枝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７９号
千葉県佐倉市上志津原189番地５
債務者　加瀬　　裕
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８９号
千葉県四街道市めいわ２丁目11番７号
債務者　今井　玲子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０８号
千葉県八街市山田台28番地、前住所千葉県市原市千種３丁目７番８号Ｐａｌｍ Ｗｅｓｔ102号
債務者　関口　健一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１３号
千葉県印西市原４丁目４番地７棟101号、前住所千葉県印西市高花１丁目６番地１棟304号
債務者　岩村　裕治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４３５号
川崎市高津区二子２丁目17番18号　ＴＡＣＨＩＢＡＮＡ　201
債務者　樋口　直登
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
新潟市中央区古町通13番町2849番地１
債務者　結城　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５５号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺401
債務者　太田　　博
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
新潟市東区中野山５丁目４番23号　コーポ白樺401
債務者　太田　　章
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
長野市篠ノ井布施五明3575番地
債務者　後藤　慧気
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３９号
代替住所Ａ（旧住所　兵庫県たつの市神岡町大住寺668番地45）
債務者　中島　由梨
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２６３号
岐阜県高山市山田町1382番地110
債務者　木村　佳音
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３８０号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＢ－５
債務者　青島　　潔
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８１号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＢ－５
債務者　青島　康子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９５号
静岡県榛原郡吉田町片岡1719番地の１　ルミエールマイⅡ101、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1016番地の10
債務者　早川友里恵（旧姓松井）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部